

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議規約（東京防衛施設局）

昭和56年4月1日施行

昭和62年6月26日改正

平成4年7月10日改正

平成7年10月6日改正

平成19年9月3日改正

平成21年3月31日改正

（目的）

第1条 この連絡会議は、横田飛行場、立川飛行場、入間飛行場並びに厚木飛行場周辺の東京都の区域において、米軍又は自衛隊の航空事故及び航空事故に伴う災害（以下「航空事故」という。）が発生した場合の連絡調整体制を整備し総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とする。

（名称）

第2条 この連絡会議は、米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議（以下「会議」という。）という。

（構成）

第3条 会議は、別表の関係機関をもって構成するものとする。

（機能）

第4条 会議は、航空事故が発生した場合において必要な応急対策を迅速かつ的確に実施するため、所要の措置について連絡協議し、その円滑な運営を図るものとする。

（会議の運営及び協議事項）

第5条 会議の運営は、北関東防衛局が関係機関と調整の上、会議に必要な諸事項を定めて行うものとし、会議において協議が整ったときは会議録をもって確認する。

（会議の開催）

第6条 年1回定例会議を開催するほか、必要に応じ臨時会議もしくは分科会議を開催することができる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、北関東防衛局管理部業務課が担当する。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会議で定めるものとする。

以上

**関係機関表**

| 区分            | 関係機関（計33機関）   |
|---------------|---|
| 都             | 東京都   |
| 市・町<br>（21機関） | 八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市<br>町田市、小金井市、小平市、日野市<br>東村山市、国分寺市、国立市、福生市<br>東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市<br>あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町 |
| 警察            | 警視庁   |
| 消防            | 東京消防庁<br>稲城市消防本部  |
| 米軍            | 在日米空軍横田基地第374空輸航空団<br>在日米海軍厚木航空施設<br>在日米陸軍司令部   |
| 自衛隊           | 陸上自衛隊東部方面航空隊（立川）<br>海上自衛隊第4航空群（厚木）<br>航空自衛隊中部航空警戒管制団（入間）  |
| 防衛局           | 北関東防衛局<br>横田防衛事務所   |